

第13報 追加

学習塾の指導について

東京都の場合

東京都では、緊急事態宣言下における学習塾の指導について、「小規模な教育施設」は感染症の防止対策を十分施した上での営業を認めることになりました。

十分な対策とは、今回当組合が行っている「ポスターと誓約書、感染防止カード」で問題がないと考えられます。

100㎡以下の教室という明記はありませんが、多くの個別指導塾は当組合のポスターで明示している基準に合致していると思われます。

従って、教室入口に「ポスター」を掲げ、「ポスターと誓約書、感染防止カード」を活用して、指導を行ってください。

規模の大きい学習塾はこの基準に当てはまりませんので、休業協力金等を申請の上、休業してください。休業協力金は1教場10万円程度の予定です。休業せずにオンラインで指導した場合は協力金は出ません。

東京都以外の場合

休業要請は行わない所が多く、特に基準はありません。従って東京都に準じた形で「ポスターと誓約書、感染防止カード」を活用して指導を行い、問い合わせに対して、東京都の基準を参考にしてやっていると答えれば問題ない筈です。

ただし、ポスターの内容に近いからとか、大体合わせている等と適当にやっていたら、病気の感染に関する基準で、特措法まで施行されている状況下では絶対に許されません。気を付けてください。誓約書については、求められれば経済産業省、東京都には提出する予定です。